宮内庁環境配慮の方針

平成19年3月14日 宮内庁環境配慮の方針推進委員会決定

1.はじめに

政府は、「環境の世紀」としての21世紀をより良き100年としていくための理念と道筋をはじめ、今後の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱などを示す「環境基本計画・環境から拓く 新たなゆたかさへの道・」(以下「環境基本計画」という。)を平成18年4月7日に閣議決定しました。

この環境基本計画においては、「関係府省は、各府省における環境配慮の方針に基づき、それぞれの活動における環境配慮の実施を推進する」とされています。このため宮内庁では、以下のとおり、「宮内庁環境配慮の方針」を策定するとともに、その推進体制の枠組みを定め、その取組の推進を図ります。

2.環境配慮の方針

(1) 基本的な方針

宮内庁は ,「環境基本計画」に基づき , 環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築等のため , 環境に配慮した施策への取組を推進します。

(2) 具体的な取組

通常の経済活動の主体として環境へ及ぼす影響を低減するため以下の具体的な取組を実施するなど,上記「基本的な方針」を実現するための施策に取り組みます。

低公害車の導入

平成16年度までに一般公用車を全て低公害車に切り替えましたが,今後も 更新に当たっては,引き続き低公害車を導入します。

グリーン調達の推進

物品やサービスの購入に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)に基づき、環境負荷の少ない製品等を積極的に選択し、グリーン調達を推進します。

温室効果ガスの排出の抑制のための取組

- ・両面印刷,両面コピーの徹底等により,可能な限り用紙類の使用量の削減 に努めます。
- ・OA機器,照明のスイッチの適正管理,冷暖房の適切な温度設定等により,電力消費量及びエネルギー供給設備等における燃料使用量を低減させます。
- ・節水の励行により、水道使用量を抑制します。
- ・廃棄物の量を減らすため,廃棄物の発生抑制(Reduce),再利用(Reuse), 再使用(Recycle)を極力図ります。

3.環境配慮の方針の推進体制

宮内庁環境配慮の方針を推進するため,長官官房審議官を委員長とする「宮内 庁環境配慮の方針推進委員会」を設置し,毎年度,進捗状況の点検を行い,本方 針の必要な見直しを行います。その結果は,ホームページで逐次公表します。